

内部統制システムの 法務省令

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 10

【要約】

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した。

その中に、会社法の下で大会社に策定が義務付けられる「内部統制システムの基本方針」に関する細目も定められている。

具体的には、取締役会で決議すべき「内部統制システムの基本方針」として、情報管理体制やリスク管理体制などを挙げている。

また、決議した内部統制システムの基本方針については、監査役(会)・監査委員会の監査の対象とすることも定められている。

・会社法関連省令の公布

2006年2月7日、法務省は、会社法に関する一連の法務省令を公布した¹。具体的な省令を列挙すると次のようになる。

会社法施行規則

会社計算規則

電子公告規則

2005年11月29日に公開された原案の段階では、合計9本の省令が制定される予定であったが、最終的には、上記の3本の省令に集約されることとなった。

本稿では、「会社法施行規則」の定める「内部統制システムの基本方針」の細則を紹介する。

・会社法と内部統制システム

西武鉄道事件などの企業不祥事をきっかけに、わが国でも企業の「内部統制システム」に対する関心が高まってきている。それを受けて、証券取引法に基づく開示府令(企業内容等の開示に関する内閣府令)や証券取引所のルールを通じて、内部統制システムの整備が上場会社等に対し、直接的あるいは間接的に求められている。

¹ 2006年2月7日付官報(号外第25号)。なお、法務省のウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji107.html>)にも掲載されている。

これらに加えて、2005年6月に成立した会社法でも、いわゆる「内部統制システムの基本方針」の策定に関する規定が整備された。

具体的には、会社法では、次の事項を、取締役会を設置している会社については取締役会、取締役会を設置していない会社の場合は取締役の権限として定めている（会社法 348 六、362 六）。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の執行の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

加えて、会社法上の「大会社」については、上記の事項（内部統制システムの基本方針）を決定しなければならないと定められている（会社法 348 、362 ）。つまり、「大会社」については、「内部統制システムの基本方針」の策定が、会社法により義務付けられることとなるのである。

会社法上の「大会社」の範囲は、下記の通り、現在の商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）と同じである（会社法 2 、商法特例法 1 の 2 ）。

資本金 5 億円以上 又は
負債総額 200 億円以上

なお、委員会設置会社については、会社の規模に関わらず、次の事項を決定することが義務付けられている（会社法 416 ）。組織形態の相違から規定の仕方が異なっているが、これも「内部統制システムの基本方針」の策定を求めたものである。

監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の執行の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

・内部統制システムの法務省令

1．原案からの変更点

「内部統制システムの基本方針」について、詳細は会社法では定められておらず、法務省令に委任されている。

今回、会社法に関連する一連の法務省令が公布されたことに伴い、その中の「会社法施行規則」で、会社法上の「内部統制システムの基本方針」の具体的な内容が明らかにされた。

なお、昨年11月29日に公表された法務省令の原案²と比較すると、一部、変更が加えられている。その主な変更点は次の通りである。

² 昨年 11 月 29 日に公表された法務省令の原案については、拙稿「内部統制システムの法務省令案」（2005 年 12 月 9 日付 D I R 制度調査部情報）参照。

規定が設けられている法務省令

原案では、「内部統制システムの基本方針」については、「株式会社の業務の適正を確保する体制に関する法務省令（案）」という独立の省令（案）が設けられていた。

これが、最終的には「会社法施行規則」の中で、他の項目とまとめて規定されることとなった。

「取締役の責務」規定の削除

原案の段階では、「株主の利益の最大化の実現に寄与する」「株式会社をめぐる利害関係者に不当な損害を与えない」など、取締役が「内部統制システムの基本方針」の策定に当たって遵守すべき「取締役の責務」に関する規定が設けられていた（内部統制省令案3）。

これは、最終的な「会社法施行規則」では削除されている。

2 内部統制システムの基本方針（業務の適正を確保するために必要な「体制」）**(1) 共通事項**

取締役会（取締役）が決定する「内部統制システムの基本方針」に関する共通事項として、会社法は「取締役（執行役）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を掲げている（会社法 348 、 362 、 416 ）。

それ以外に決定すべき「内部統制システムの基本方針」（「業務の執行の適正を確保するために必要」な体制）については、会社法施行規則は、会社の機関設計に応じて個別に定めている。

(2) 取締役会設置会社（委員会設置会社を除く）の場合

取締役会設置会社（委員会設置会社を除く）の場合、取締役会が決定する「内部統制システムの基本方針」に関する事項としては、次のものが掲げられている（会社法施行規則 100）。

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業集団（ 1 ）における業務の適正を確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する体制（ 2 ）

前記 の使用人の取締役からの独立性に関する事項（ 2 ）

取締役・使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制（ 2 ）

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（ 2 ）

（ 1 ） その会社、その会社の親会社・子会社からなる企業集団を意味する。

（ 2 ） 監査役設置会社である場合に必要となる事項。監査役を設置していない会社の場合は「取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制」が必要となる。

は「情報管理体制」、 は「リスク管理体制」、 は「職務の効率性確保」、 は「法令遵守体制」、 は「グループ管理体制」を意味していると考えられるだろう。

～ は、監査役（会）に関する事項である。 は「監査役（会）のサポート体制」、 は「監査役（会）への報告体制」、 は「監査の実効性確保」を意味していると考えられるだろう。

(3)委員会設置会社の場合

委員会設置会社の場合、取締役会が決定する「内部統制システムの基本方針」に関する事項としては、次のものが掲げられている（会社法施行規則 112）。

【監査委員会の職務の執行のため必要な事項】

監査委員会の職務を補助すべき取締役・使用人に関する事項

前記 の取締役・使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役・使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

企業集団（ ）における業務の適正を確保するための体制

【業務の執行の適正を確保するために必要な体制】

執行役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（ ）その会社、その会社の親会社・子会社からなる企業集団を意味する。

執行役、監査委員会など委員会設置会社の機関に合せた規定の仕方になっているが、基本的には前記(2)と同様の内容となっている。

なお、委員会設置会社（現行法の下では委員会等設置会社）については、現行法でも「内部統制システム」の整備が義務付けられている（商法特例法 21 の 7 二、商法施行規則 193）。

現行の商法施行規則で整備が義務付けられている事項と比較すると、会社法施行規則では、「 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」「 企業集団における業務の適正を確保するための体制」「 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」の 3 点が新たに追加されている。

(4)取締役会非設置会社の場合

取締役会を設置していない株式会社の場合、取締役が決定する「内部統制システムの基本方針」に関する事項としては、次のものが掲げられている（会社法施行規則 98）。

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業集団（ 1 ）における業務の適正を確保するための体制

取締役が2人以上の場合には、前記 ~ の体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含む

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する体制（ 2 ）

前記 の使用人の取締役からの独立性に関する事項（ 2 ）

取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（ 2 ）

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（ 2 ）

（ 1 ）その会社、その会社の親会社・子会社からなる企業集団を意味する。

（ 2 ）監査役設置会社である場合に必要となる事項。監査役を設置していない会社の場合は「取締役が株主に報告すべき事項の報告をするための体制」が必要となる。

取締役会を設置していない会社の場合、取締役会という経営の統一的な意思決定機関が存在していない。そのため、複数の取締役が個別に意思決定を行う余地があることから、前記 の体制を含めて整備することが求められているものと考えられる。

それ以外の項目は、基本的には前記(2)(3)と同様である。

(5)経過措置

前述の通り、会社法の下では、「大会社」について、「内部統制システムの基本方針」の策定が義務付けられることとなる。この点について、次のような経過措置が設けられている。

即ち、（取締役会設置会社の場合）会社法の施行日以後、最初に開催される取締役会の終結の時までは、「内部統制システムの基本方針」の策定義務は適用しないこととされている（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令14）。

言い換えれば、会社法の施行後、最初に開催される取締役会で「内部統制システムの基本方針」を決議しなければならないということである。

3 開示

取締役会で決議³した「内部統制システムの基本方針」（即ち、前記2に掲げた事項）は、その内容を事業報告（現行の営業報告書に相当）に記載・記録することが求められている（会社法施行規則118二）。

つまり、「内部統制システムの基本方針」は、事業報告を通じて株主に対して開示することが義務付けられているのである。

なお、この点について、次のような経過措置が講じられている。

³ 取締役会を設置していない会社の場合は、「取締役の決定」。

【 1 . 会社法の施行日前に到来する決算期】

営業報告書を含む計算書類は、旧商法に基づいて作成される（整備法 99）。
従って、新しい会社法やその関連省令に基づく開示規定は適用されない。

【 2 . 会社法の施行日後に到来する決算期】

事業報告は新しい会社法やその関連省令に基づいて作成される。

ただし、次の 2 つの要件を充たす場合には、「内部統制システムの基本方針」の開示義務は適用されない（会社法施行規則附則 6）。

- 会社法（会社法施行規則）の施行日後、最初に到来する事業年度の末日に関する事業報告書である。
- 会社法（会社法施行規則）の施行日後、最初に開催する株主総会で報告される事業報告書である。

例えば、3月決算会社の場合、上記 1 . の経過措置があるため、（仮に、2006 年 5 月に会社法が施行されたとすると）2006 年 6 月定時総会で報告されるのは、旧商法に基づく営業報告書となる。従って、「内部統制システムの基本方針」が事業報告に開示されるのは、2007 年 6 月定時総会からということになる。

他方、6月決算会社の場合、（仮に、2006 年 5 月に会社法が施行されたとすると）2006 年 9 月定時総会に報告されるのは、新しい会社法に基づく事業報告である。しかし、上記 2 . の経過措置の条件を充たすため、「内部統制システムの基本方針」の開示義務は適用されない。そのため、「内部統制システムの基本方針」が事業報告に開示されるのは、2007 年 9 月定時総会からということになる。

4 監査

監査役、監査役会、監査委員会は、事業報告・附属明細書の監査に当たって、「内部統制システムの基本方針」の内容が相当でないと認める場合は、その旨及びその理由を監査報告書に盛り込む必要がある（会社法施行規則 129 五など）。

つまり、「内部統制システムの基本方針」は、監査役、監査役会、監査委員会による監査の対象となるということである⁴。

⁴ なお、財務報告に関する内部統制の監査に関しては、企業会計審議会内部統制部会が 2005 年 12 月 8 日に報告書を取りまとめている（金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/singi/f-20051208-2.html>）を参照）。また、吉井一洋「内部統制評価・監査基準（案）」（2006 年 1 月 27 日付 DIR 制度調査部情報）なども参照。